肥料価格高騰対策事業（春肥）説明会　質疑応答

令和５年４月26日（水）

Ｑ１）販売証明書は、内容が網羅されていれば別の書式でも問題ありませんか？

Ａ１）問題ありません。

Ｑ２）公募スケジュールですが、7月末にすることは可能ですか？

Ａ２）同様の希望が多数あったので、公募期間を5月15日～７月10日としました。

Ｑ３）今回の『春肥』で事業は一旦終わりと説明ありましたが本事業は２年間ときいていました。次期（秋＆春）はありますか？

Ａ３）国が今後の肥料価格の動向を見て判断するとのことです。

Ｑ４）春肥計算シートのD列の市町村支援額はどうしたらわかりますか？

Ａ４）各農家に春肥の対象肥料について、市町から既に支援金をもらっているか確認してください。

Ｑ５）市町の支援金が確定していなくて、もらう予定の場合は控除しなくてよい、ということですか？

Ａ５）市町へ支援金の申請をしていたら記載して、申請をしていない状況でしたら記載しなくていいです。

Ｑ６）既に秋肥の低減計画の取り組みが完了していて、春肥で同じ計画を提出した場合、新たに実施報告の提出は必要ですか？

Ａ６）秋肥と春肥の取組みが同じ場合、１農家につき１回実施報告を提出すればいいです。

Ｑ７）申請確認書に春肥分注文票がありますが、必須ですか？

Ａ７）秋肥同様、注文票は必須ではありません。

Ｑ８）販売実績の期間はありますか？

※質問者から質問の意図を再確認したところ、販売農家の証明をする際の販売実績の期間についての質問でした。

Ａ８）販売農家であることの証明は添付する必要はありませんが、販売農家であることを取組実施者が確認する際には、前年の確定申告等により確認してください。

Ｑ９）他県の農業者が5人以上いない場合は、静岡県にまとめて申請してもよろしいですか？

Ａ９）大丈夫です。

Ｑ１０）肥料販売証明書を提出した場合、注文書・領収書の提出は必要ないという解釈で宜しいでしょうか？

Ａ１０）そのとおりです。

Ｑ１１）秋肥の申請では他県生産者分の県助成は受けることができませんでしたが、春肥分についても県外生産者については国の助成分のみの申請を行えばよろしいでしょうか？

Ａ１１）他県の農業者は県の上乗せ助成は受けられないので、上乗せ分についてはその方は除いて申請してください。

Ｑ１２）秋肥で提出した低減計画書のコピーに春肥に〇と郵便番号記載でＯＫと理解したのですが、下段の部分の他の取組実施者とか変わってしまうと結局コピーで出せないのでは？

Ａ１２）他の取組実施者の部分は、県で照合するために国様式に追加した部分なので、秋肥と変わった場合は、取り消し線などで修正して提出してください。

Ｑ１３）５月末までの肥料が対象なのだから、公募期間は６月１日開始で２か月間行うほうが妥当ではないですか？

Ａ１３）公募期間については検討します。

Ｑ１４）5月末までの注文が対象となっていますが、配達が6月でも注文が5月なら対象として可能ですか？

Ａ１４）可能です。

Ｑ１５）高騰率はどうなりますか。

Ａ１５）秋肥と同様の１．４になります。

Ｑ１６）5月に提出した後の肥料の購入は、再度提出可能ですか？追加申請可能ですか？

Ａ１６）不可能ではないですが、なるべく額が確定してから申請をお願いします。

Ｑ１７）他県の農業者が５人未満の時、国と県の両方の申請を静岡県は受けてくれますか？

Ａ１７）国の申請は受けられますが、県の上乗せ分は対象になりません。

Ｑ１８）本日の説明会のQAください

Ａ１８）ホームページに掲載します。

Ｑ１９）新しい低減計画書はいつHPに」のりますか？

Ａ１９）公募要領と一緒にホームページに掲載します。

Ｑ２０）秋肥のときは注文時期ではなく、納品時期基準であったと思いますが、先ほどの質問の返答で大丈夫ですか？

Ａ２０）注文時期です。